

債務の履行に関する方針

三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社(以下、「当社」といいます。))は、当社の資産と分別して管理する、お客さまの、電子記録移転有価証券表示権利等(以下、「電有等」といいます。))について、お客さまに対して負担する電有等の管理に関する債務の全部を履行することができない場合における、当該債務の履行に関する方針について、以下の通り定めるものとします。

1. 債務の履行の方法

当社は、電有等に関する権利義務を移転するために必要な情報(以下、「秘密鍵等」といいます。))の漏えい、滅失、毀損その他の事由に起因して、お客さまに対して電有等の管理に関する債務の全部を履行することができない場合、当社に帰責事由があるときには、不履行となった債務について、金銭による弁済または原状回復の方法により、これを賠償するものとします。

2. 債務の履行の時期

当社は、前項に定める方法による債務の履行を、秘密鍵等の漏えい、滅失、毀損その他の事由が当社の帰責事由によるものであることが明らかとなったのち、速やかに行うものとします。

3. 免責事項

(1) 前二項の規定にかかわらず、当社は、次の各号に掲げる免責事項に定める損害については賠償の責任を負わないものとします。

- ① 当社もしくは当社が秘密鍵等の管理を委託する第三者が管理する秘密鍵等が第三者に流出または不正に作成された場合で、かつ、当社に故意または重大な過失がない場合
- ② 電有等の発行・管理・移転等を行うシステム(以下、「プラットフォーム」といいます。))に障害が発生し、または発行者または社債原簿等を管理する者(以下、「原簿管理人」といいます。))に法令違反行為または過失があった場合で、かつ、当社に故意または重大な過失がない場合
- ③ プラットフォームに存在する隠れた瑕疵が顕在化し、かつ、かかる瑕疵の存在につき事前に当社が認識していなかったことについて当社に重大な過失がない場合
- ④ 通信機器、通信回線、コンピュータ等のシステム機器等の障害もしくは瑕疵、これらを通じた情報伝達システム等の障害もしくは瑕疵、または第三者による妨害、侵入、情報改変等により、電有等の取扱い等および保護預り(以下、「本サービス」といいます。))の提供ができなくなった場合、または本サービスの伝達遅延、誤謬もしくは欠陥が生じた場合

- ⑤ お客さまからの注文が、当社の重大な過失によらないシステム上の障害、制限、エラー、内容の瑕疵等により発注されなかった場合または誤った発注となった場合（電有等の内容または価格等の情報提供を行う者（以下、「情報発信元」といい、発行者、原簿管理人および社債管理者を含みますが、これらに限りません。）における障害または回線障害等によって正常に価格等の情報提供が行われなかったことに伴い、お客さまからの注文が行われなかった場合もしくは誤って行われた場合、または行われた注文等が発注されなかった場合もしくは誤った発注となった場合を含みます。）
 - ⑥ 本サービスで提供する情報につき、誤謬、欠陥があった場合で、かつ、当社に故意または重大な過失がない場合
 - ⑦ 本サービスで提供する情報につき、公正な価格形成または円滑な流通を阻害しているまたは阻害するおそれがあると判断され、情報発信元が提供する情報の全部または一部の変更または中止を行った場合
 - ⑧ 天災地変、政変、同盟罷業、金融商品取引所その他の市場における取引の停止もしくは制限、または外貨事情の急変等、不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭および有価証券の授受または寄託の手續等が遅延し、または不能となった場合
 - ⑨ ①から⑧に掲げるもののほか、やむを得ない事情による本サービスの提供の中止、中断または内容等の変更を行った場合
- (2) 前号の①から⑨に掲げる免責事項のほか、当社はすでに当社と締結している証券取引約款、その他の約款および規定等の定める場合については、その責任を負わないものとします。